

○庁舎等及び省庁別宿舍の有効かつ適切な取得等を図るための措置の実施について

平成16年6月16日
財理第2319号

改正 平成18年 5月22日財理第1981号
同 21年12月22日同 第5538号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛
財務省理財局長から各省各庁国有財産総括部局長宛

行政財産は、国の事務事業を円滑に遂行するための物的基盤であるとともに、国民共有の財産であり、有効かつ適切に管理運用を行う必要がある。

このような観点から、昭和49年6月13日付蔵理第2394号「庁舎等及び省庁別宿舍の取得等予定の調整について」通達（以下「取得調整通達」という。）を定め、既存の行政財産の活用を含めた取得等の調整を行うとともに、現に使用中の行政財産については、行政財産等使用状況実態調査を実施し、その結果、より有効に利活用することが必要と認められる財産（以下「有効利用化財産」という。）について、その有効利用を図るための取組みを行っているところである。

今般、こうした取組みをより確実なものとすると同時に昨今の行政の簡素合理化の要請をも踏まえ、中期的な施設の整備予定を的確に把握し、施設整備の計画的かつ適正な実行を更に推進するなど、より一層の国有財産の有効活用を図ることを目的として、以下の措置を実施することとしたので通知する。

1. 整備予定の取りまとめ

各省各庁の国有財産に関する事務を総括する部局等の長（以下「総括部局長」という。）は、下記3により、庁舎等（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第2条第2項に規定する庁舎等を言う。）及び省庁別宿舍（国家公務員宿舍法第4条第2項の規定に基づき設置する省庁別宿舍を言う。）に係る今後の整備予定を取りまとめるものとし、その対象範囲は次のとおりとする。

○ 対象整備予定

新築、移築、改築、購入、借受、交換、寄附、使用承認、所管換、所属替による新たな施設の取得等（土地のみの取得を含む。）の予定

2. 整備予定取りまとめの基本的考え方

総括部局長は、整備予定の取りまとめに当たっては、合理的かつ適正な施設整備を行うため、国土交通省が作成した国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月。以下「国家機関の建築物等に関する基準」という。）及び第4次官庁施設整備10カ年計画（平成12年12月）、国有財産情報公開・売却等促進連絡会議取りまとめ（平成10年12月）等を踏まえ行うほか、以下の点に配慮して行うものとする。

- ① 新たな施設の整備に当たっては、施設の集約高層化を基本とし、特に、同一省庁内において同一地域内に同種の施設が分散設置されている場合には、集約化の整備に積

極的に取組むものとする。

また、行財政改革に伴う今後の機構改革等に十分配慮して整備予定を取りまとめることとし、ブロック機関及び都道府県単位機関を除く官署に係る施設の整備については、特に留意すること。

- ② 有効利用化財産は優先的に処理することとし、このため新たな施設整備を要するものは、処理計画に定められた処理見込年度内に処理が終了するよう順位を付して整備予定を取りまとめるとともに、後年度に計画されているものについても、可能な限り前倒しして整備対象とすること。
- ③ 有効利用化財産以外の施設の整備に当たっては、施設の老朽度、狭隘度、集約化による効率化、余剰地の発生度等を総合的に勘案して整備予定順位を決定するものとするが、人口 10 万人以上の都市の市街化区域に所在する財産については、優先的に取組むものとする。
- ④ 翌年度に庁舎等及び省庁別宿舍の取得を予定するものについては、取得調整通達に従い、建替え等により国が保有する場合と民間施設を借受けする場合の経済合理性を検証し、有利な方法を選択すること。

3. 整備予定の取りまとめ手順

(1) 各省各庁の国有財産部局長における整備予定の取りまとめ

- ① 各省各庁の国有財産部局長（以下「部局長」という。）は、上記 2 の基本的考え方を踏まえ、翌々年度以降 3 カ年の会計別順位を付した整備予定を別紙様式に取りまとめ、毎年 11 月末日までに、当該地域を管轄する財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）あて各 2 部送付するものとする。
- ② 財務局長等は、上記①により送付を受けた整備予定について、その 1 部を関係地方整備局長等に送付するとともに、必要に応じて、地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長」という。）の技術的な助言及び協力を得たうえで審査し、関係部局長と調整を行い、その結果を別紙様式に取りまとめ、毎年 2 月末日までに、関係部局長あて意見を表明するものとする。
- ③ 部局長は、部局の調整結果を踏まえた整備予定を別紙様式により取りまとめ、毎年 3 月末日までに、財務局長等あて各 2 部送付するものとする。

(2) 総括部局長における整備予定の取りまとめ

- ① 総括部局長は、部局長からの報告を踏まえ、翌年度の整備予定を別紙様式により取りまとめ、毎年 4 月末日までに、理財局長あて 2 部提出するものとする。
- ② 理財局長は、上記①により送付を受けた整備予定について、その 1 部を国土交通省大臣官房官庁営繕部長（以下「営繕部長」という。）に送付するとともに、必要に応じ、営繕部長の技術的な助言及び協力を得たうえで審査し、関係先と調整を行い、その結果を別紙様式に取りまとめ、毎年 6 月末日までに、関係総括部局長あて通知するものとする。
- ③ 総括部局長は、上記の調整結果を踏まえた整備予定を別紙様式により取りまとめ、毎年 7 月末日までに、理財局長あて 1 部提出するものとする。

4. 財務局における施設の効率化策の検討

財務局長等は、庁舎等使用現況及び見込報告書並びに省庁別宿舎現状調査表の審査や行政財産等使用状況実態調査等を通じ把握した管内の庁舎等及び省庁別宿舎の利用実態を基に、また必要に応じ、現地調査等を行うとともに、「国家機関の建築物等に関する基準」に基づく地方整備局長の技術的な協力も得て、管内におけるこれら施設の整備の優先度の把握及び効率化・減量化を図るための方策の検討並びにその結果に基づく調整を以下により行うものとする。

(1) 検討対象財産

人口 10 万人以上の都市及び財務局長が特に必要と認める都市の市街化区域に所在する財産

(2) 検討の視点

各地域において有効利用化財産には該当しないが、その在り方について検討が必要と考えられる次の各号に該当する財産等について、集約化等の効率使用のための対応策を検討する。

① 老朽度・狭隘度が高く国有財産有効利用の観点から集約化又は別地での建替えが適切と考えられるもの

(例) イ. 敷地内での増築で対応しきれず、庁舎等を分散して設置している場合であって、今後更に分散化が見込まれる庁舎等のうち別地での集約化が適当と判断されるもの

ロ. 周囲の土地利用と比較して、別地への移転が適当と判断される庁舎等

② 老朽化が進行し、かつ、有効利用化財産に準ずるような使用実態の財産のうち、集約化又は別地での建替えが適切と考えられるもの

(例) 定員が大幅に縮減されている官署の庁舎等で、現行の庁舎等新営基準で算定した場合、過大と判断されるもの

③ 現下の社会情勢ではその必要性が著しく低下していると判断される財産

(例) 利用頻度が低い宿泊施設、研修施設、会議所、運動施設等

(3) 検討期間

毎年 6 月～10 月

(4) 検討結果に基づく調整

財務局長等は、上記検討結果を毎年 10 月末日までに関係部局長に通知し、上記 3 で取りまとめる整備予定に反映されるよう調整を実施するものとする。

5. 庁舎等及び省庁別宿舎の翌年度の取得等予定調の作成

総括部局長は、原則として、上記 3 の (2) で取りまとめた整備予定順位に従い、翌年度の取得等予定調（取得調整通達に規定する庁舎等の取得等予定調書及び省庁別宿舎の掲上要求予定調書をいう。）の作成を行い、理財局長に提出するものとする。

6. 本措置の実施に当たっての留意事項

本措置は、各省各庁における整備予定を中期的かつ横断的に把握し、これを総合的に調整することによって、国有財産の有効利用と施設整備予算の効率執行を図ることを目的とするものであるから、総括部局長は今後の整備予定を可能な限り前広に取りまとめるものとする。

様式

庁舎等及び省庁別宿舎整備予定一覧表

[illegible]

＜ 記 載 要 領 ＞

1. 本表の作成にあたっては、表形式の変更は行ってはならない。
2. 本表は「庁舎等」と「宿舍」を別葉に作成すること。
3. 各項目は以下に留意して記載すること。

(1)「整備順位」欄は、上位から記載し、予算措置等の実情に応じたものとするよう努めること。

なお、2以上の官署を集約し、新たに総合庁舎を建築しようとする場合は、整備対象となる官署の現有施設については「現有施設」欄の「所在地（口座名）」欄の1行に複数の施設を記載すること。

(2)「部局名（会計名）」欄は、取得後の国有財産管理部局を記載し（ ）書きで所属する会計名を記載する。

なお、全部借受の場合も同様の取扱とする。

(3)「整備計画」欄について

①「所在地（口座名）」欄は、整備予定地の所在地を住居表示で記載することとし、番地まで記載する。口座名は、国有財産台帳記録時の口座名を記載する。

なお、全部借受によるものは（ ）書きで官署名を記載する。

②「市区町村コード」欄は、直近の「全国市町村要覧」に記載されているコード番号を記載する。

(4)「土地」欄

①「取得方法及びその見通し」欄は、購入、新築、交換、所管換等の事由を記載（複数掲げすることも可）し、取得の見通しについては、その見通しを簡記することとする。特に、所管の異動を伴うもの、敷地購入するもの等については、相手方との折衝状況等について簡記する。

②「面積」欄は、取得等しようとする土地数量を記載する（小数点以下切捨て）。

③「用途地域、建蔽率・容積率」欄のうち、用途地域については都市計画で定められている用途地域及び地区等の内容を記載し、建蔽率、容積率については（ ）書きで建築基準法で定められている建蔽率及び容積率をそれぞれ記載する。

(5)「営繕計画」欄

①「構造、階数」欄

イ「庁舎等」：「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年5月法律第115号）」に基づき作成する「庁舎等使用現況及び見込報告書」に記載すべき構造を記載する。

・鉄筋コンクリート造：SRC ・鉄骨及び鉄筋コンクリート造：RC
・コンクリートブロック及びびれん瓦造：CB ・木造及び木造モルタル造：W
・鉄骨造：R

※例えば、木造2階建については「W2」のように略記する。

ロ「宿舍」：「国家公務員宿舍法（昭和24年5月法律第117号）」に基づき作成する「省庁別宿舍現況調査表」に記載すべき内容（構造、規格、戸数）を記載する。

②「建面積・延面積」欄は、取得等予定の建物の建築面積及び延床面積を記載する。

なお、民間ビル等の借受によるものについては、占有面積を記載する。

③「工期」欄は、建物の建築工期予定年度を記載する。

④「整備理由」欄は、土地の取得等及び建物営繕計画を必要とする理由について、次の事由のうち該当するものを記載する。該当する事由がない場合は、適宜の表現により記載する。

- 建物老朽 ○建物狭あい ○位置・環境不適 ○都市計画 ○借上返還
- 設備不備・不適合 ○機構新設 ○機構改革 ○敷地狭あい ○移転要請
- 集約立体化 ○移転再位置

(6)「現有施設」欄は、次に留意して記載する。

なお、2以上の官署を集約し、新たに総合庁舎を建築しようとする場合は、整備対象となる官署の現有施設については「現有施設」欄の「所在地（口座名）」欄の1行に複数の施設を記載すること。

①「所在地（口座名）」欄は、都道府県、市区町村まで記載し、口座名は国有財産台帳に記録されている口座名を記載する。

なお、全部借受によるものは口座名欄に（ ）書きでビル又はアパート名を記載する。

②「市区町村コード」欄は、直近の「全国市町村要覧」に記載されているコード番号を記載する。

(7)「土地」欄

①「所有区分」欄は、次により記載する。

イ 現有施設が、その所属する部局の財産であるものは、「国自」と記載する。

ロ 使用承認を受けているものは、「国借」と記載し、相手方省庁名（会計名）を（ ）書きで記載する。

ハ 地方公共団体から借用しているものは、「公借」と記載し、相手方地方公共団体名を（ ）書きで記載する。

ニ 国又は地方公共団体以外の者から借用しているものは、「民借」と記載し、相手方名を（ ）書きで記載する（民間人の場合は個人と記載する。）

②「面積」欄は、現有施設の土地数量を記載する（小数点以下切捨て）。

(8)「建物」欄

①「構造、階数」欄

イ「庁舎等」：「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年5月法律第115号）」に基づき作成する「庁舎等使用現況及び見込報告書」に記載すべき構造を記載する。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ・鉄筋コンクリート造：SRC | ・鉄骨及び鉄筋コンクリート造：RC |
| ・コンクリートブロック及びびれん瓦造：CB | ・木造及び木造モルタル造：W |
| ・鉄骨造：R | |
- ※例えば、木造2階建については「W2」のように略記する。

ロ「宿舍」：「国家公務員宿舎法（昭和24年5月法律第117号）」に基づき作成する「省庁別宿舎現状調査表」に記載すべき内容（構造、規格、戸数）を記載する。

②「建面積・延面積」欄は、現有建物の建築面積及び延床面積を記載する。

なお、民間ビル等の借受によるものについては、占有面積を記載する。

③「築年次」欄は、建物が数年次にわたって建築されているものについては、例えば「S40～45」と記載する。

(9)「有効利用化検討対象」欄は、行政財産等使用状況実態調査の結果を、未使用、非効率又は要転用のいずれかを簡記し処理計各年度も併せて記載する。

(10)「施設整備後の処理計画」欄は、新たな施設の取得等に伴う現有施設の利用計画又は処分計画等について簡記する。

なお、現有施設の土地を使用しての新たな庁舎等の取得等については、(現在地使用)と記載する。

(例)「売払(○年度)」

(11)「財務省(財務局)意見」欄は、行政財産等使用状況実態調査における指摘内容及び処理計画、現有施設の老朽度、狭あい度、集約化による効率化余地の発生度等を総合的に勘案し、整備予定順位の可否等について必要な意見を簡記する。